

第 14 章 建築物の火災安全設計

14・1 火災安全設計の基本的考え方

14・1・1 火災安全の目標

火災に対する建築物の安全設計は、大きくは人命の安全を確保し、財産の損耗を防止することを目的としている。人命に関しては、建物の在館者（居住者、使用者、訪問者など建物に居る人々）と、消火活動に携わる警備員や公設消防隊などの対応者が通常想定される。また、財産保護に関しては、延焼範囲と煙損範囲を限定して建物そのものの再使用を容易にすること、マンション等の区分所有建物では第三者への迷惑防止のため、火元以外の住戸へ損害を拡大させないことが求められる。また、火災規模が大きくなると、周辺建物への延焼拡大や、市街地火災への拡大が懸念される。特に、地震後の火災や津波、台風などの自然災害に伴って発生する火災では複数同時火災が道路寸断状態で発生することも想定される。このような場合には、公設消防が対応できない可能性もあり、建物側の対策で火災拡大を抑制する対策が望まれる。

表 14・1 火災安全設計の目標^{1～3)}

区分	名称	内容	参照法令等
社会 規範	出火防止	日常火気使用室などからみだりに出火しないこと	建築基準法 消防法
	在館者の 人命安全	在館者が火災の影響を受けずに安全な場所まで避難できること、あるいは建物内の安全な場所に待機できること。	建築基準法 消防法
	消防隊の 安全	救助隊および消防隊の活動に著しい危険がないこと。また、危険が差し迫ったときには、待避する経路が確保されること。	建築基準法 消防法
	第三者の 財産保護	建物内の他の使用者の財産の損耗を防止すること	建築基準法
	建物間の 延焼防止	周辺の建物から容易に延焼しないため、延焼の恐れのある部分の外壁等への延焼を防止すること	建築基準法
	市街地 火災防止	都市防火上重要な地区内の建築物は耐火性を有し、市街地規模の火災を抑止すること	建築基準法 都市計画法
施主 要求	事業 継続性	火災後の復旧時間を最小にし、事業継続上の支障を最小にすること。	施主要求
	財産保護	建物所有者の財物、データ、文化財などを火災の影響から隔離する。	施主要求
	再使用性	建物の修理を容易にし、合理的コストで再使用を可能とすること。	施主要求
	周辺迷惑 防止	電力、鉄道などの社会基盤への火災の影響を最小化すること	隣地との契 約
	環境保護	環境へ放出されるガス、飛散物、汚染水などの影響を最小化すること	社会貢献